証券コード　9226
（発送日）2025年２月12日
（電子提供措置の開始日）2025年１月30日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内1丁目9番1号
株　式　会　社　ア　イ　ガ　ー
代表取締役社長　木　田　裕　士

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://field.ne.jp
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年２月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2025年２月27日（木曜日）午前11時

２．場　　所　東京都千代田区丸の内1丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー　36階　当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第35期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第35期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（2023年12月１日から
2024年11月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進み、円安による訪日外国人（インバウンド）の回復等により景気は持ち直しの動きがみられましたが、緊迫した国際情勢、輸入資源価格の上昇による、材料費の上昇が続いており依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開する国内広告市場も、大幅な物価高により仕入価格が上昇し、厳しい状況となっております。

当社グループは、企業理念として「可能性を信じ、常に新しい分野に挑戦をし続け、それを企業化していく」を掲げ、ブランディング・プロダクションとして34年の実績と経験に基づく広告営業力と、独自の社内制作一貫体制で広告から空間まで様々なメディアを組み合わせた付加価値の高いブランディングを支援できる「提案力」と「クリエイティブ力」を活かし、教育機関の授業再開に向けた新行動様式やＷＥＢでのオープンキャンパス等の新たな需要に対して広告戦略・広告制作の提案を行ってまいりました。その結果、受注残高は11億41百万円（前年同月比増加168百万円17.3％増）と伸びており、翌年度に向けて順調な営業活動を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は14億27百万円（前連結会計年度比5.4％増）、営業利益は63百万円（同174.6％増）、経常利益は61百万円（同181.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は36百万円（同151.9％増）となりました。

なお当社グループは、広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

②　設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として100百万円の調達を行いました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 32 期 (2021年11月期)	第 33 期 (2022年11月期)	第 34 期 (2023年11月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2024年11月期)
売　上　高（千円）	1,275,521	1,149,140	1,353,762	1,427,286
経 常 利 益（千円）	134,576	10,167	21,759	61,297
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	88,443	5,696	14,408	36,294
１株当たり当期純利益（円）	86.71	5.59	14.13	35.58
総　資　産（千円）	739,863	652,475	700,323	744,220
純　資　産（千円）	368,429	353,707	352,252	372,110
１株当たり純資産（円）	361.21	346.77	345.35	364.81

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

重要な記載事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
IGER America Corporation	20,820千円	100.0%	広告ブランディング事業

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進み、円安による訪日外国人（インバウンド）の回復等により景気は持ち直しの動きがみられましたが、緊迫した国際情勢、輸入資源価格の上昇による、材料費の上昇が続いており依然として先行きが不透明な状況になっておりますが、情報媒体や広告のデジタル化によりインターネット広告領域の成長は今後も続くことが見込まれます。

当社グループにおきましては、次に掲げる施策に注力してまいります。

① 事業基盤の強化

当社グループの事業基盤の強化の課題は、以下と認識しております。

イ　総合私立大学向けに、学校広報のブランディングを手掛けているという実績を活かした、総合私立大学以外の上場企業、官庁並びに、地方公共団体への拡販活動。

ロ　大都市圏（首都圏、関西圏、中部圏、九州圏）に人材を集中的に配置してきたが、大都市圏以外の市場への拡販活動。

当社グループでは、この状況に対処するため、企業及び大都市圏以外の広告主の多様化するニーズの把握に努めるとともに、先端の制作技術・営業企画力の強化に努めてまいります。

② 制作技術の強化

広告主のニーズの多様化は、広告主の情報を文章・画像・映像等のコンテンツとして表現し、提案するコンサルティング業務（コンテンツ・コンサル）の領域に加え、広告主自らがメディアを所有し、見る側に直接発信するオウンドメディア（注）の潮流等にあわせた、各種各様な提案が求められると想定しております。当社グループでは、広告主の多様化するニーズに的確な提案を行うため、広告主の情報をオウンドメディアに掲載・表現し、提案するコンサルティング業務（オウンドメディア・コンサル）の領域まで網羅する技術・ノウハウの取得等に努めてまいります。

③ 営業企画力の強化

当社の特徴のひとつである営業企画部門と外注や再委託を行わない内製化された制作部門との強い連携は、営業企画部門の広い専門知識の向上により活かされると考えております。当社グループでは、営業企画研修はもとより、制作部門とのクリエイティブな感性を高めるための意見交換の場をさら

に設け、より制作部門の視点に近いディレクション業務の強化に努めてまいります。

（注）自社発行の広報誌やパンフレット、インターネットの自社サイト等企業自ら所有し、消費者に向けて発信するメディア。

(5) 主要な事業内容（2024年11月30日現在）

当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、記載をしておりません。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年11月30日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区
首都圏営業部	東京都千代田区
大阪事業所	大阪府大阪市
名古屋事業所	愛知県名古屋市
福岡事業所	福岡県福岡市
Kスタジオ	東京都葛飾区

② 子会社

IGER America Corporation	アメリカ合衆国ニューヨーク州

(7) 使用人の状況（2024年11月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93（4）名	△1名（1）	37.7歳	5.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	201,726千円
株式会社みずほ銀行	23,364
株式会社三井住友銀行	12,128

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

重要な記載事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2024年11月30日現在）

① 発行可能株式総数　4,280,000株
② 発行済株式の総数　1,070,000株
③ 株主数　5名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
㈱グローバルデントリープロジェクト	500,000株	49.02%
木田裕士	499,900	49.01
株式会社テラ	10,100	0.99
株式会社文化放送	10,000	0.98

（注）１．当社は、自己株式を50,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員及び当社使用人が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与日	2016年11月25日	2017年８月25日
役員の保有状況	取締役　３名 （社外取締役を除く）	取締役　４名 （社外取締役を除く） 監査役　３名
新株予約権の数	4,315個	2,220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　21,575株 （新株予約権１個につき5株）	普通株式　11,100株 （新株予約権１個につき5株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　240円 （１株当たり　48円）	新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　100円）
権利行使期間	2018年11月25日から 2026年11月24日まで	2019年８月26日から 2027年６月25日まで
行使の条件	（注）１	（注）２

	第２－２回新株予約権
付与日	2017年11月28日
役員の保有状況	－
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　100株 （新株予約権１個につき5株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　100円）
権利行使期間	2019年11月29日から 2027年９月28日まで
行使の条件	（注）２

（注）１.新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２.新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木田　裕士	
取締役	松田　恵子	営業開発局長
取締役	武内　美由紀	経営管理局長
取締役	大場　太一朗	営業企画局長
取締役	神谷　侑昇	制作局長
取締役	岡田　康男	太陽コスモ法律事務所　所長
常勤監査役	牛山　幸彦	
監査役	宇野　光洋	Sirius Consulting合同会社代表社員 ウノ・アンド・アソシエイツ合同会社代表社員
監査役	岡崎　鶴男	有限会社岡崎　社長 株式会社ﾘﾘｰﾌﾞｻｰﾋﾞｽ　取締役

（注）１．取締役岡田康男氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役牛山幸彦氏、監査役宇野光洋氏及び監査役岡崎鶴男氏は、社外監査役であります。
３．監査役宇野光洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役岡田康男氏、社外監査役牛山幸彦氏及び宇野光洋氏並びに岡崎鶴男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役岡田康男氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項各号の合計額とする契約を締結しております。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ　当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	66,240 (3,000)	66,240 (3,000)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
監　査　役 （うち社外監査役）	13,992 (13,992)	13,992 (13,992)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合　　計 （うち社外役員）	80,232 (16,992)	80,232 (16,992)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の金銭報酬の額は、2015年11月25日開催の臨時株主総会において年額１億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち社外取締役１名）であります。

３．監査役の金銭報酬の額は、2023年６月20日開催の臨時株主総会において年額14百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち社外監査役３名）であります。

４．取締役会は、代表取締役社長木田裕士に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ロ　社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

記載すべき重要な事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役岡田康男氏は、太陽コスモ法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役宇野光洋氏は、Sirius Consulting合同会社の代表社員及びウノ・アンド・アソシエイツ合同会社の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　岡　田　康　男	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　牛　山　幸　彦	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に警察署長としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　宇　野　光　洋	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　岡　崎　鶴　男	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に警察署長としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は企業行動規範、コンプライアンス体制に関わる規程等を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ コンプライアンス規程で定めるコンプライアンス責任者、コンプライアンス委員会の委員を中心に、各部門取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。

ハ 監査役会及び内部監査室は経営管理局と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、経営会議等に報告するものとする。また、監査役会、内部監査室は、随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を監視できる体制を整えております。

ニ 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、文書保管管理規程に従い、保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。

ロ 文書保管管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　当社のリスク管理体制に関する基本方針を定めたリスク管理規程に基づいて、当社及び子会社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

ロ　取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

ロ　業務分掌規程、職務権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

ハ　その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。

ニ　経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。

ロ　内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役に報告するものとする。

ハ　子会社を担当する役員又は担当者を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ　監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。

ロ　この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。

ハ　監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ　当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

a)　会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

b)　会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの

c)　その他当社行動規範、倫理綱領への違反で重大なもの

ロ　監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。

ハ　内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

ロ　監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑨　監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ　信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

ロ　その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ　反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社反社会的勢力対策規程において、「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。

ロ　反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応について、当社反社会的勢力対策規程において、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の内部監査の組織は、通常の業務執行から独立した社長直属の内部監査室（１名）を本社に設置しております。内部監査室長及び必要に応じて社長に任命された者が、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、法令・諸規則、社内規程の遵守及び公正かつ適正な運用と管理状況を定期的に監査しております。

当社の監査役監査については、監査役会を設置し、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名（監査役３名とも会社法第２条第16号に定める社外監査役）で構成しております。監査役は、原則、毎月１回開催される監査役会で監査役同士の情報交換を行い監査機能の充実を図っております。また、取締役会をはじめ会社の重要な会議に出席し、独立した立場より意見を述べるとともに、稟議書等の重要書類の閲覧、各種報告を求める等、取締役会及び取締役の業務執行状況の適法性を監視しております。更に、内部監査室との連携を図るとともに、現場実査に同行する等適正な監査を行う体制を確保しております。

なお、内部監査室及び監査役会においては、適宜、情報や意見を交換し、相互に連携して監査の実効性の確保と効率化を図っております。

４．会社の支配に関する基本方針

記載すべき重要な事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**588,739**	**流動負債**	**224,173**
現金及び預金	393,587	買掛金	9,300
売掛金	63,449	1年内返済予定の長期借入金	89,282
仕掛品	107,038	未払費用	70,185
その他	24,663	未払法人税等	17,783
		未払消費税等	19,986
固定資産	**155,480**	契約負債	16,232
有形固定資産	**61,858**	その他	1,403
建物	65,530		
減価償却累計額	△37,879		
建物(純額)	27,651	**固定負債**	**147,936**
車両運搬具	10,094	長期借入金	147,936
減価償却累計額	△9,854		
車両運搬具(純額)	240		
土地	30,851	**負債合計**	**372,109**
工具、器具及び備品	47,543	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△44,428	**株主資本**	**361,181**
工具、器具及び備品(純額)	3,115	資本金	17,000
無形固定資産	**423**	利益剰余金	349,181
ソフトウエア	273	自己株式	△5,000
その他	149		
投資その他の資産	**93,199**	**その他の包括利益累計額**	**10,929**
差入保証金	90,451	為替換算調整勘定	10,929
繰延税金資産	2,441		
その他	306	**純資産合計**	**372,110**
資産合計	**744,220**	**負債純資産合計**	**744,220**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年12月１日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,427,286**
売上原価		**798,080**
売上総利益		**629,206**
販売費及び一般管理費		**565,944**
営業利益		**63,262**
営業外収益		
受取利息	0	
為替差益	115	115
営業外費用		
支払利息	2,080	2,080
経常利益		**61,297**
税金等調整前当期純利益		**61,297**
法人税、住民税及び事業税	21,997	
法人税等調整額	3,004	25,002
当期純利益		**36,294**
親会社株主に帰属する当期純利益		**36,294**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年12月１日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	17,000	329,717	△5,000	341,717	10,535	10,535	352,252
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当		△16,830		△16,830			△16,830
親会社株主に帰属する当期純利益		36,294		36,294			36,294
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					393	393	393
当連結会計年度変動額合計	－	19,464	－	19,464	393	393	19,858
当連結会計年度末残高	17,000	349,181	△5,000	361,181	10,929	10,929	372,110

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数　　１社

主要な連結子会社の名称　　IGER America Corporation

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～37年
機械装置及び運搬具	６～10年
工具、器具及び備品	３～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する広告ブランディング事業においては、パンフレット制作、ホームページ制作及び年間サポートサービスの提供等を行っております。

パンフレット制作、ホームページ制作による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ホームページの年間サポートサービス等の一定期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債と収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	23,338千円
土地	30,851千円
計	54,189千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	6,000千円
長期借入金	4,500千円
計	10,500千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,070,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年２月28日定時株主総会	普通株式	16,830	16.5	2023年11月30日	2024年２月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年２月27日定時株主総会	普通株式	16,830	16.5	2024年11月30日	2025年２月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 32,775株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は信用リスクの低い顧客に対するものであり、かつ短期的に回収予定のものであります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約における保証金であり、差入先の信用リスクにさらされています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク）の管理

当社は、資金繰表を作成することにより管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	90,451	90,363	△88
資産計	90,451	90,363	△88
長期借入金（１年内返済予定を含む）	237,218	233,007	△4,210
負債計	237,218	233,007	△4,210

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうちレベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な観察できないインプットを使用して算定した時価を複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	90,363	－	90,363
資産計	－	90,363	－	90,363
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	－	233,007	－	233,007
負債計	－	233,007	－	233,007

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを返還予定日までの期間及び国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	43,229
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	63,449
契約負債（期首残高）	11,176
契約負債（期末残高）	16,232

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　364.81円

(2) １株当たり当期純利益　35.58円

８．重要な後発事象に関する注記

記載する重要な事項はありません。

９．その他の注記

記載する重要な事項はありません。

貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**574,448**	**流動負債**	**224,119**
現金及び預金	379,020	買掛金	9,300
売掛金	63,449	短期借入金	89,282
仕掛品	107,038	未払費用	70,140
前払費用	24,445	未払法人税等	17,774
その他	494	未払消費税等	19,986
		契約負債	16,232
固定資産	**168,869**	その他	1,403
有形固定資産	**61,858**		
建物	65,530	**固定負債**	**147,936**
減価償却累計額	△37,879	長期借入金	147,936
建物(純額)	27,651		
車両運搬具	10,094		
減価償却累計額	△9,854		
車両運搬具(純額)	240		
土地	30,851	**負債合計**	**372,055**
工具、器具及び備品	47,543	(純資産の部)	
減価償却累計額	△44,428	**株主資本**	**371,263**
工具、器具及び備品(純額)	3,115	資本金	17,000
無形固定資産	**423**	**利益剰余金**	**359,263**
ソフトウエア	273	利益準備金	4,250
その他	149	その他利益剰余金	355,013
投資その他の資産	**106,588**	繰越利益剰余金	355,013
関係会社株式	13,388	自己株式	△5,000
差入保証金	90,451	**純資産合計**	**371,263**
繰延税金資産	2,441		
その他	306		
資産合計	**743,318**	**負債純資産合計**	**743,318**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年12月１日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,427,286**
売上原価		**798,080**
売上総利益		**629,206**
販売費及び一般管理費		**564,230**
営業利益		**64,976**
営業外収益		
受取利息	0	
為替差益	115	115
営業外費用		
支払利息	2,080	2,080
経常利益		**63,011**
税引前当期純利益		**63,011**
法人税、住民税及び事業税	21,988	
法人税等調整額	3,004	24,993
当期純利益		**38,017**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年12月１日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	17,000	4,250	333,825	338,075	△5,000	350,075	350,075
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△16,830	△16,830	－	△16,830	△16,830
当期純利益	－	－	38,017	38,017	－	38,017	38,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	21,187	21,187	－	21,187	21,187
当期末残高	17,000	4,250	355,013	359,263	△5,000	371,263	371,263

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～37年
機械装置及び運搬具	６～10年
工具、器具及び備品	３～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の展開する広告ブランディング事業においては、パンフレット制作、ホームページ制作及び年間サポートサービスの提供等を行っております。

パンフレット制作、ホームページ制作による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ホームページの年間サポートサービス等の一定期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

建物	23,338千円
土地	30,851千円
計	54,189千円

②　担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	6,000千円
長期借入金	4,500千円
計	10,500千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,070,000株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,686千円
貯蔵品	327千円
未払費用（フリーレント）	830千円
仮払消費税	△75千円
関係会社株式評価損	2,570千円
資産除去債務	4,722千円
繰延税金資産小計	10,061千円
評価性引当額	△7,620千円
繰延税金資産合計	2,441千円

６．関連当事者との取引に関する注記

重要な記載事項はありません。

７．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	363.98円
(2) １株当たり当期純利益	37.27円

９．重要な後発事象に関する注記

重要な記載事項はありません。

10．その他の注記

重要な記載事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年１月21日

株　式　会　社　ア　イ　ガ　ー

取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　賀　恒　一　郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　宅　孝　典

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社アイガーの２０２３年１２月１日から２０２４年１１月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイガー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年１月21日

株　式　会　社　ア　イ　ガ　ー

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　賀　恒　一　郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　宅　孝　典

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイガーの２０２３年１２月１日から２０２４年１１月３０日までの第３５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務等の状況を調査いたしました。
また、子会社については、関係者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から随時報告を受け、必要に応じて説明を求め、その構築、運用の状況を監視、検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和３年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月22日

株式会社アイガー　監査役会

常勤社外監査役　牛　山　幸　彦　　㊞

社　外　監　査　役　宇　野　光　洋　　㊞

社　外　監　査　役　岡　崎　鶴　男　　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第35期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16.50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は16,830,000円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2025年２月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員６名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	きだ　ひろし 木田　裕士 (1968年３月５日生)	1990年７月　当社代表取締役社長就任 現在に至る	499,900株
2	まつだ　けいこ 松田　恵子 (1974年１月23日生)	1994年４月　当社入社 2010年４月　営業企画局部長 2015年12月　取締役営業企画局長 2019年12月　取締役営業開発局長 現在に至る	－
3	たけうち　みゆき 武内　美由紀 (1970年４月７日生)	1992年４月　当社入社 2013年６月　経営管理室長 2015年12月　取締役経営管理局長 現在に至る	－
4	おおば　たいちろう 大場　太一朗 (1976年9月10日生)	2011年12月　当社入社 2014年４月　営業企画局次長 2015年12月　取締役エリア営業部長 2019年12月　取締役営業企画局長 現在に至る	－
5	かみや　ゆきのぶ 神谷　侑昇 (1982年11月22日生)	2009年８月　当社入社 2018年１月　制作局次長 2019年10月　制作局部長 2021年２月　取締役制作局長 現在に至る	－
6	おかだ　やすお 岡田　康男 (1942年11月23日生)	1980年４月　司法研修生 1982年４月　弁護士名簿、登録 1985年４月　岡田康男法律事務所開設 (現太陽コスモ法律事務所) 2018年２月　当社社外取締役就任 現在に至る	－

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者のうち、岡田康男氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について
(1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
岡田康男氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって７年（84カ月）であります。
(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項各号の合計額とする契約を岡田康男氏と締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
４．当社は、岡田康男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：〒100-6736　東京都千代田区丸の内１丁目９番１号
グラントウキョウノースタワー36階　当社会議室
TEL 03－3212－5500（代）

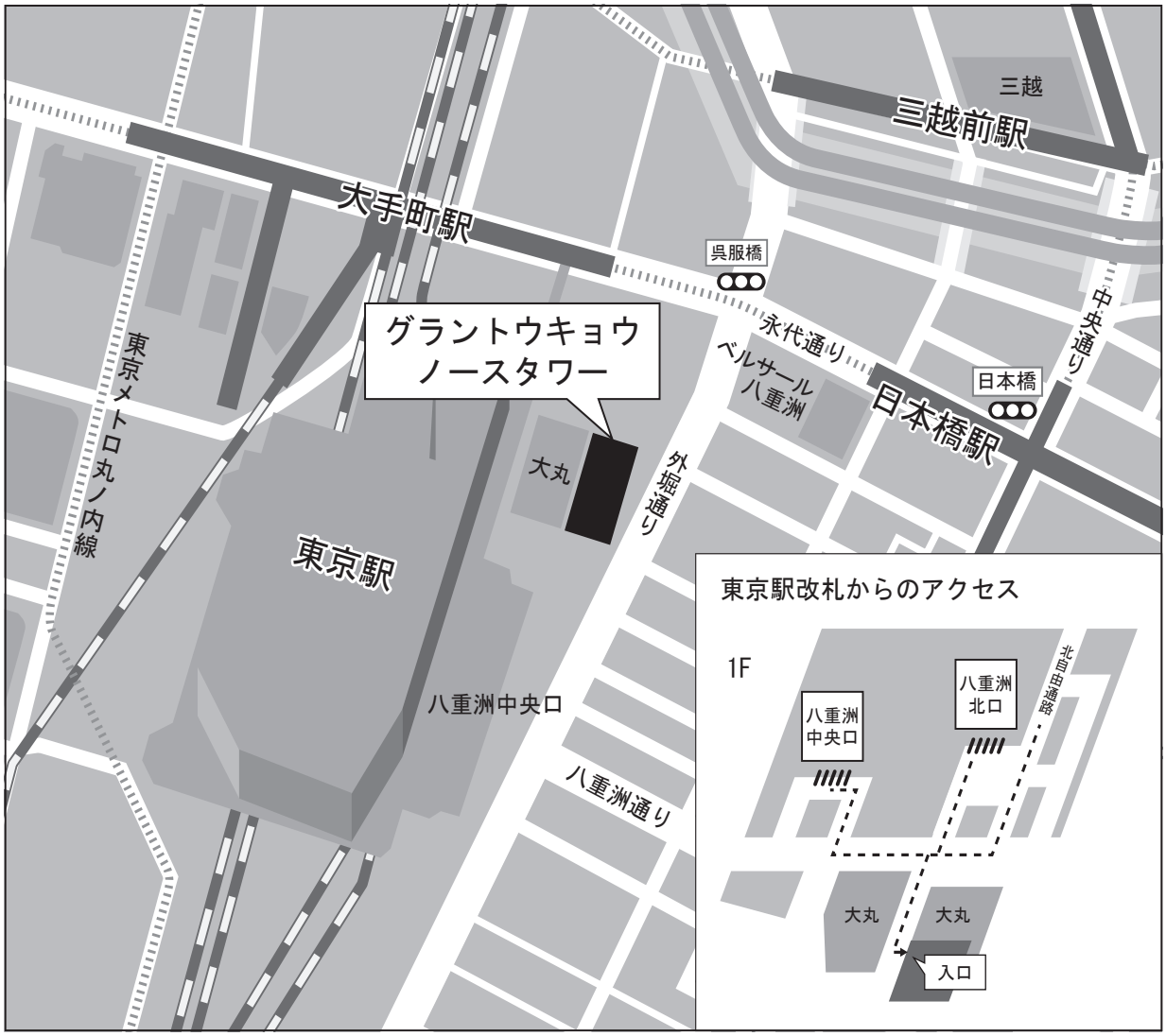

交通　ＪＲ東京駅　　八重洲北口より　徒歩約１分
ＪＲ東京駅　　八重洲中央口より徒歩約２分